

# 山林に係る相続税の延納の特例

## ○ 計画伐採に係る相続税の延納等の特例

相続税額が10万円を超え、金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより、年賦で納付することができます。これを延納といいます。この延納期間中は利子税の納付が必要となります。

不動産等<sup>(※1)</sup>の価額が課税相続財産の価額の50%以上であって、森林経営計画対象立木の価額が課税相続財産の価額の20%以上の場合、当該立木に係る延納相続税額については、延納期間は最高20年以内の不均等納付、利子税の割合は年1.2%となりますが、**各年の延納特例基準割合<sup>(※2)</sup>が7.3%に満たない場合には利子税の割合は、年0.2%の特例割合が適用されます。**

ただし、森林計画立木には、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木は除かれます。

具体的には、下表のとおりです。

適用要件	特例の内容
<p>課税相続財産 (100%)</p> <p>不動産等 (50%以上)</p> <p>森林経営計画対象立木 (20%以上)</p> <p>林地、宅地、田等</p> <p>現金、預金等</p>	<p>①延納期間 20年以内(長伐期施業森林、複層林施業森林の場合は40年以内)</p> <p>②利子税の特例割合 年0.2%</p> <p>③納付方法 年賦均等額と森林経営計画対象立木の伐採の時期及び材積に応じた年賦不均等額との選択が可能です。</p> <p>④特例の適用手続 延納の申請に当たっては、「相続税延納申請書」(森林経営計画書(写)を添付)と併せて、「森林計画伐採立木に係る相続税の延納の明細書」等を提出する必要があります。</p>

※1「不動産等」とは、不動産や不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産、特定同族会社の株式や出資のことです。

※2 特例割合は、次の算式により計算されます。

$$\text{特例割合} = \text{延納利子税割合} \times \text{延納特例基準割合} / 7.3\%$$

このページの「特例割合」は、令和8年1月1日現在の「延納特例基準割合」1.3%で計算していますので、「延納特例基準割合」の変更があった場合には、「特例割合」も変動しますので、延納申請に際し所轄税務署で確認願います。

お問い合わせ先	林野庁企画課税制班	(代表)03-3502-8111(内線)6064 (ダイヤルイン) 03-3502-8037
---------	-----------	---